

米國海軍省作成の

『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

竹 本 正 幸
岩 本 誠 吾
浅 田 正 彦
真 山 全

はじめに

第二次世界大戦以降、幾度か国際人道法の法典化作業が行われてきた。その主たる成果が、戦後間もなく作成された一九四九年ジュネーブ四条約と、それを追加補充するための一九七七年追加議定書 I・II であった。それらの成果が国際人道法の発展に大いに寄与したことは、明らかである。特に、後者の追加

議定書 I は、戦後大きく変わった戦闘形態(ゲリラ戦)を考慮しつつ作成された経緯から、解釈の不明確な点を残しているとしても、現代の戦闘形態に合わせた国際人道法を形成していると考えられる。一九〇七年以降実質的に進展を見なかった害敵手段の規制に関する分野も、一九八〇年に特定通常兵器使用禁止制限条約が成立したことにより、若干進展している。

しかしながら、戦後に成立した条約は主として陸戦及び空戦

を対象として構成されており、海戦については第二次世界大戦前と同じ状況のまま放置されている。その不備を指摘するかの

ように、追加議定書成立以後の一九八〇年に始まったイラン・イラク戦争（一九八八年まで）の中でペルシャ湾において第三国を巻き込む海上戦闘が行われ、一九八二年には海上戦闘を中心とするフォークランド紛争が勃発した。これら国際社会の耳目を集めた海上戦闘により、現在適用される海戦法規の確認の必要性が次第に認識され始めたのである。その試みとして、一九八七年六月にイタリアのサン・レモで「海上戦闘に適用される国際人道法」会議が開かれ、また一九八八年四月に米国際法学会の年次大会でトピックの一つとして海戦法規が取り上げられた。交戦法規だけでなく、中立法規をも含めた海戦法規の確認及び現代化の努力が現在少しずつ行われているけれども、それはまだ研究者レベルにとどまっており、政府間会議による条約作成過程に至るまでにはほど遠い。この点、海上での作戦行動（オペレーション）を任務とする海軍当局は、不明確で不幸な法的状態に置かれていると言える。そうはいっても、実務担当者である海軍指揮官は、平時であれ武力紛争時であれ、国際法に従った何らかの指針に基づいて日々海軍部隊を運用していかなければならない。ここに訳出し紹介する米国海軍の教範

『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(NWP⁽²⁾ 9) がそのための指針の一つである。

本書は、海軍省海軍作戦本部長室が一九五五年の教範、『海戦法規』(NWP 10-3)⁽³⁾を全面改訂して一九八七年に作成したものである。⁽⁴⁾一九五五年教範と比較して、本書は読者対象である指揮官及び補佐する要員が読み易いように、以前のものと異なり、注釈を付けていない。内容に関しては、次のような特徴点が指摘できる。まず、一九五五年教範が武力紛争時のみを想定した内容であったのに対して、本書は第二部に規定する武力紛争時での海軍の行動準則とともに、第一部で平時における海軍の行動準則を規定している。このように平時における行動準則を付け加えたのは、一つには一九八二年の国際連合海洋法条約の採択に見られるように、海軍部隊と海洋法（特に航行問題について）の係わり方が激変したために、前方展開戦略をとる米国にとって海軍部隊の行動に係わる海洋法を確認しておく必要があったからであろう。いま一つには、平時における海軍の役割が以前にもまして拡大し重視されてきたことに加えて、海軍による麻薬阻止行動の支援活動といった新たな任務が近年注目されるようになったからであろう。第二に、本書の中心部分となる第二部の海戦法規は、全十二章のうち八章を割いてある

だけに、以前のもの(全六章)よりも包括的であつ詳細な記述となつてゐる。中でも中立法は、今回独自の章立てにしてありかつ全章の中でページ数がもっとも多くなつてゐることからも重要視されてゐる分野であることが理解できる。更に、海戦法規の現代化という観点から、本書は、現在の兵器体系を踏まえて、機雷や魚雷以外に超水平線(OTH)誘導ミサイルに言及してゐる点が注目される。

以上の特徴を有する本書は、「はしがき」で述べてゐるように、指揮官及び補佐する要員に対して海軍部隊の行動に係わる国際法規則(平時及び武力紛争時の双方を含む)を概説することを目的としてゐることから、これ自体で命令的な性格をもたず、最終的な法的指針を法務官の意見なり交戦規則なりに委ねてゐる。

本書は、一つの国家の軍隊の教範の中でも概説書的な出版物であるという制約があるとしても、法の適用に直面する現場の指揮官に対して海戦法規を包括的に説明してゐることから、海上戦闘に適用される国際人道法の確認と現代化が急務である法的状況において、まさに貴重な研究資料を提供してゐると言える。⁽⁵⁾同様に平時法の分野においても、海軍部隊と現代海洋法の係わり方を分析する上で、本書は一つの参考資料となるにちが

いない。そういう意味において、ここに訳出し紹介する意義は大きいと思われる。

なお、NWP 9 (Rev. A), 1989 の翻訳は『Annotated Supplement to The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (以下、Annotated Supplement と略す)』の本文をもとにしてゐる。

(1) 人道法国際研究所、ピサ大学国際法研究所及びビシラキエース大学が一九八七年六月十五—十七日に主催した「海上戦闘に適用される国際人道法専門家円卓会議」の模様は、『Syracuse Journal of International Law and Commerce, vol. 14, no. 4, 1988 特集号』に再録されてゐる。

(2) United States, Department of the Navy, Office of Chief of Naval Operations, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, NWP 9, July 1987, Revision A, 1989. Rev. A を用いて NWP 9 が、米海兵隊によつて艦隊配属海兵隊教範 FMFM1-10 として採用された。cf. *Annotated Supplement to The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, NWP 9 (Rev. A)/FMFM 1-10, Oct. 1989.

(3) United States, Department of the Navy, Chief of Naval Operations, *Law of Naval Warfare*, NWIP 10-2, 1955.

指揮官のための海軍作戦法規便覧 NWP 9 (Rev.A)

目次

はしがき

第一部 平時における海軍作戦法規

第一章 海洋及び空域の法的区分

第二章 軍艦及び軍用航空機の国際的地位とその航行

(以上、本号)

第三章 海上にある者及び財産の保護

第四章 海洋環境における合衆国の国益保護

第二部 海戦法規

第五章 武力紛争法の原則及び法源

第六章 受諾及び履行

第七章 中立法

第八章 海上攻撃目標法

第九章 通常兵器及び通常兵器体系

第十章 核兵器、化学兵器及び生物兵器

第十一章 非戦闘員

第十二章 武力紛争時における欺瞞

- (4) NWP 9 の公布書には、次のように記述されている。
 「『NWP 9, 指揮官のための海軍作戦法規便覧』は、秘区分のなから海戦に関する出版物である。これを受け取った時点から有効となり、そして『NWP 10-2, 海戦法規』はそれに取って代わられ、公表することなく破棄される。」と述べ、海軍以外の教範の改訂状況について言及し、米国防軍の教範では、Department of the Air Force, Judge Advocate General Activities, *International Law: The Conduct of Armed Conflict and Air Operations*, AFP 110-31, Nov. 1976 の後で、*Commander's Handbook on the Law of Armed Conflict*, AFP 110-34, July 1980 が作成された。陸軍教範では、Department of the Army, *The Law of Land Warfare*, FM 27-10, July 1956 が現在改訂中である。
- (5) 一九九〇年二月に米国防軍大学で、"Law of Naval Warfare Symposium, Targeting on Enemy Merchant Shipping 1-3 February 1990" と題する会議が開かれた。

本邦訳がこのような形で発表できたのは、米国の Grunawalt、海軍大学教授、Roach、海軍大佐、Henriksen、海軍大佐、Giarra、海軍中佐、Seymour、海兵少佐、Russo、海軍少佐、及び國務省の Cummings 氏の御厚意によるものであり、深甚の謝意を表す。

はしがき

範囲

本書は、海上における合衆国海軍の作戦を規律する国際法及び国内法の基本原則を説明している。「第一部 平時における海軍作戦法規」は、以下の諸点を含む海洋法の概観及び一般的議論を与えている。すなわち、世界の海洋のさまざまな所に対して国家が行使する管轄権及び主権の定義と解説、軍艦及び軍用航空機の国際法上の地位並びに航行権、海上にある者及び財産の保護、更に海洋環境における国益保護である。「第二部 海戦法規」は、合衆国海軍が武力紛争に関与している期間中に海軍の指揮官に特に関連する法原則を説明している。第二部の主要な強調点は、海戦行為に関する国際法規則にあるけれども、武力紛争法全体に共通する関連の原則及び概念にも注意が払われている。

目的

本書は、『NWIP 10-2、海戦法規』に取って代わる。これは、すべての指揮レベルで作戦活動中の指揮官及び指揮官を補佐する要員による利用を目的としている。これは、平時及び武力紛争時の海軍作戦を規律する法規則の概観を指揮をとる士官及び

米海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

補佐する要員に与えることを意図している。本書での説明と解説は、海軍指揮官及びその補佐する要員が自分らに対してより上級の当局から発せられる命令が前提としている法的根拠をよりよく理解し、そして国際法及び国内法の枠内で自らの任務を遂行するために当該法における指揮官の責任をよりよく理解することができるようにすることを意図している。本書は、全般的指針を示すものである。これは、法を包括的に取り扱うものではなく、また法について指揮官に助言を与える責任のある法務官その他の者が与える最も信頼のおける法的指針に取って代わるものでもない。

作戦部隊の指揮をとる士官は、その指揮下にある構成員のための教材として本書を活用するよう奨励されている。

適用可能性

本書の第一部は、平時における合衆国海軍の軍事行動に適用される。第二部は、武力紛争時の合衆国海軍の行動に適用される。戦闘行動が「戦争」と宣言されるか他の方法でそのように称されるかにかかわらず、合衆国軍隊が当該敵対行為を行っているすべての事態に武力紛争法を適用するのが、合衆国の政策である。それ故、第二部の関連部分は、紛争の性格、強度又は期間のいかんを問わず、合衆国海軍がかかわるすべての敵対

行為に適用される。第二部は、他国がかかわる敵対行為に合衆国が参加していない事態での情報及び指針としても利用できる。

交戦規則 (Rules of Engagement, ROE)

統合参謀本部並びに統合軍及び特定軍の指揮官は、彼らに割り当てられた責任の範囲内において、国家の自衛権を行使し、軍隊が敵対状況にあることを宣言する権限を有する。この権限に付随して、統合軍及び特定軍の指揮官は、指令、例えば交戦規則を発することができ。その交戦規則とは、彼らの指揮下にある軍隊が遭遇した他の軍隊と交戦を開始し及び（又は）交戦を継続する状況と限界を詳述するものである。これらの指令は、指揮官の責任の範囲内では最終的である。本書は、一般的な情報を与えるものであって指令ではなく、従って、そのような指揮官はより上級の当局から発せられる指針に取って代わるものではない。

国際法

本書のためには、国際法は、諸国家が相互の関係において拘束力があるとみなす規則の総体と定義される。国際法は、国際的な場での国家実行及び国際協定に由来する。国際法は、国際関係における安定性と、ある作為又は不作為が予期しうる結果をもたらすであろうという予見可能性を与える。もしある国家

がその法を侵犯すれば、他国は報復するだろうと予想できる。従って、国際法に従わなければ、従う場合よりも政治的及び経済的により多大な負担が通常かかる。要するに、国家が国際法に従うのは、そうすることが自らの利益になるからである。ほとんどの行為規則と同様に、国際法は絶えず発展し、変化している。

国家実行

ある特定の事項に関し諸国家間の一般的で一貫した実行が、時を超えて普遍的に法的義務として受け入れられているならば、それは慣習国際法として認識される。慣習国際法は、国際法の主要な法源であり、すべての国家を拘束する。

国際協定

国際協定は、二又はそれ以上の国家が結ぶ約束であり、相互の関係においてその文言により拘束されるとの自らの意思を表している。国際協定は、二国間条約、行政協定、又は多数国間条約であるか否かに拘らず、その当事国であるか又はその他の方法でそれに拘束されることに同意する国家しか拘束しない。幅広く適用される多数国間条約が既存の慣習法規則を法典化している範囲内で、それらは当事国及び非当事国を等しく拘束する国際法の証拠とみなされうる。

合衆国海軍規則

一九七三年の合衆国海軍規則は、合衆国海軍の指揮官に國際法の遵守を要請している。第〇六〇五条【國際法の遵守】は、次のようにいう。

「いかなる時も指揮官は、國際法の諸原則を遵守し、かつ隷下部隊がそれらを遵守するように要請しなければならぬ。この責任を果たすために必要ならば、海軍規則の他の規定からの離脱も許される。」

第一部 平時における海軍作戦法規

第一章 海洋及び空域の法的区分

1・1 序説

世界の海洋は、伝統的に内水、領海及び公海という大まかな項目に分類されてきた。空域は國家空域と國際空域とに分けられてきた。近年、排他的經濟水域や群島水域といった新しい觀念が發達して、以前公海とみなされていた海洋の幅広い水域に対して沿岸國と島嶼國の管轄權の主張を劇的に拡大した。海洋管轄權の拡大現象と十二海里及びそれ以上までの領海の擴張要

米國海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

求の流行は、第三次國際連合海洋法會議における一九七三年から一九八二年までの國際交渉の主題であった。その會議で一九八二年の國際連合海洋法條約が作られたのである。合衆國は一九八二年の國際連合海洋法條約に署名しておらず、そしてその條約はまだ正式に発効していないけれども、当該條約の航行及び上空飛行に関する諸規定は、既存の法と実行を法典化したものであり、合衆國はそれらが慣習國際法を反映するものとみなしている。

1・2 沿岸國の主張の承認

一九八三年三月十日に發せられた合衆國海洋政策の聲明の中で、大統領は次のように述べている。

「第一に、合衆國は、航行や上空飛行のような海洋の伝統的な利用に関する利害の均衡を受け入れ、かつそれに従って行動する用意がある。この点に関して、合衆國は「一九八二年海洋法」條約に反映されているような沿岸沖の水域での他國の權利を承認する。但し、合衆國及びその他の國の國際法上の權利と自由がその沿岸國によって承認されないなければならない。

第二に、合衆國は、本條約に反映された利害の均衡と兩

八五 (四九七)

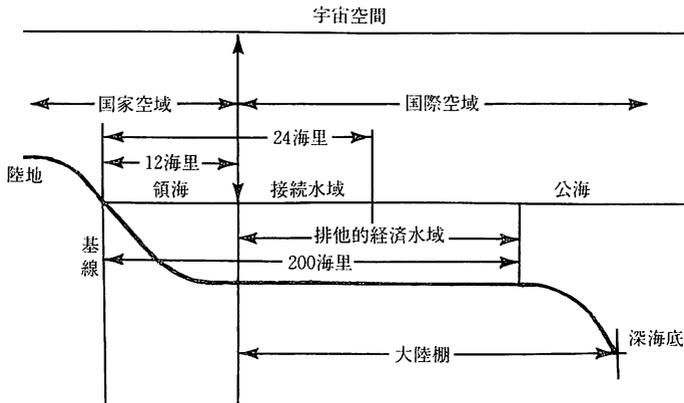


図 FS 1-1. 海洋と空域の法制度

訳注 本文の理解のために必要と考え、Annotated Supplement に掲載されている図を添付する。

立する方法により、世界的規模での自国の航行及び上空飛行の権利と自由を行使し、かつ主張していく。しかし、合衆国は、航行及び上空飛行その他関連する公海の利用における国際社会の権利と自由を制限することを意図した他国の一方的行為を黙認しない。」

海洋と空域の法的分類（制度）は、沿岸国又は島嶼国が当該領域内で行動する外国の商船、軍艦、航空機の行為に対して行使することができる管理の程度を決定することによって、海軍作戦に影響を直接与える。海洋管轄権の主張を評価する方法と、かかる領域において沿岸国又は島嶼国が行使する管理の範囲は、本章の以下の項で説明されている。国防総省海洋権利主張参照教範（DoD 2005-1-M）は、沿岸国及び島嶼国の海洋に関する権利主張のリストを含んでいる。

1.3 海洋基線

領海その他すべての海域は、基線から測定される。権利主張されている海域の海側の幅を計算するために、まず第一に基線の引き方を理解することが必要である。

1.3.1 低潮線

他の特別な規則が適用されない限り、国家の海洋に対する権

利主張が測定される基線は、当該国家の公認の大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線である。

1・3・2 直線基線

海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所のように、低潮線を利用することが現実的でない場合には、沿岸国又は島嶼国はその代わりに直線基線を用いることができる。一般規則としては、直線基線は海岸の一般的な方向から離れてはならず、それが包囲する海域は陸地と密接な関連を有しなければならない。直線基線を用いる沿岸国又は島嶼国は、自国の海図にそれらを明示するか又はそれらを連結する地点の地理経緯度の表を公表しなければならない。図1-1を見よ。合衆国は、ほとんど例外なくこの実行を用いず、そして他国によるその利用を制限的に解釈している。

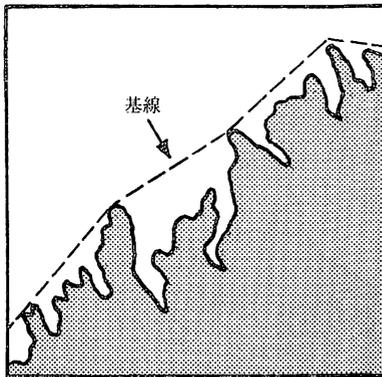
1・3・2・1 不安定な海岸線

海岸線が例えば三角州のように、自然条件により非常に不安定である場合には、低潮線の適切な地点を結ぶ直線基線を設定することができる。これらの直線基線は、海岸線の後の後退又は添付にも拘らず、沿岸国又は島嶼国が変更するまで、有効である。

1・3・2・2 低潮高地

米国海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

a. 著しく曲折している海岸線



b. 海岸線に沿った一連の島

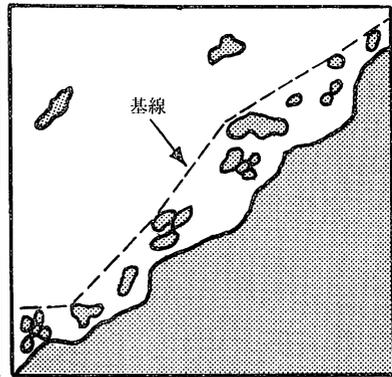


図 1-1. 直線基線

低潮高地とは、自然に形成され、水に囲まれた陸地で、低潮時には水上にあるが、高潮時には水中に没するものである。一般に、直線基線は、低潮高地に対して又はそこから引くことができない。但し、恒常的に海面上にある灯台その他これに類する設備が、低潮高地の上に立てられている場合は、この限りでない。

1・3・3 湾と入り江

法律上の湾及び入り江の入り口を閉ざす基線を決定するための複雑な方式がある。基線を引くために、「湾」とは、湾口の幅との対比において、陸地に囲まれた水域を含み、かつ単なる海岸のわん曲以上のものを構成するような海岸線の明白な湾入をいう。「湾」の面積は、湾口を横切って引いた線の長さを直径とする半円の面積以上のものでなければならぬ。図1—2を見よ。島の存在により湾入が二つ以上湾口を有する場合には、基準となる半円の直径はそれぞれ湾口に引いた線の合計である。図1—3を見よ。

湾口に引いた基線は、長さ二十四海里を超えることができない。湾口が二十四海里より広い場合には、最大の水域を囲むように二十四海里の基線を湾内に引くことができる。図1—4を見よ。半円基準が満たされ、二十四海里又はそれ以下の閉鎖線

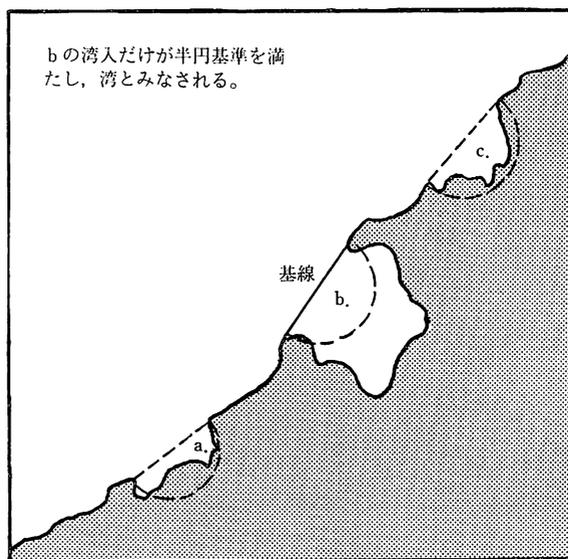


図1—2. 半円基準

が引ける場合には、そこに囲まれた水域は、法的な意味での「湾」である。

1・3・3・1 歴史的湾

いわゆる歴史的湾は、上記の半円及び二十四海里閉鎖線の規則によっては決定されない。歴史的湾の主張を確立するための

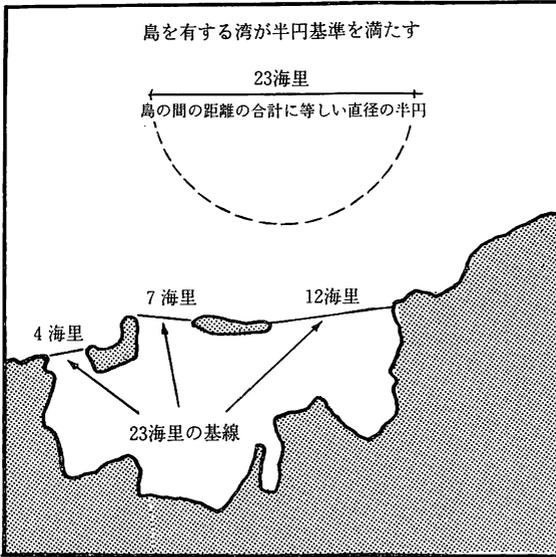


図 1—3. 島を有する湾

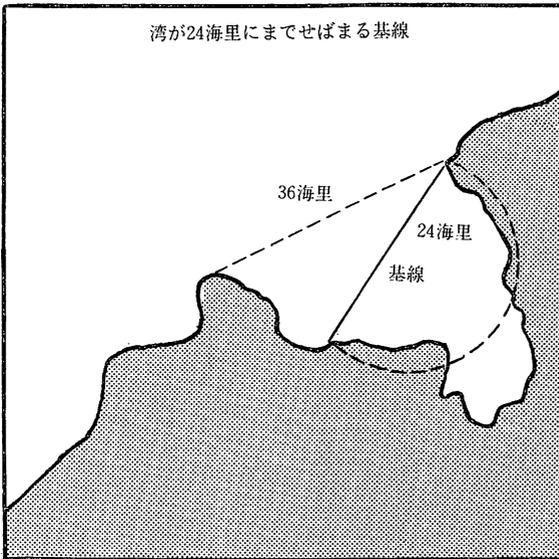


図 1—4. 湾口が24海里を越える湾

国際的な基準を満たすために、国家は、湾に対して公然と実効的で長期にわたってかつ継続した権限の行使を証明することもに、その権限行使に対して外国の黙認が伴わなければならない。合衆国は、単に反対がないというのではなく、歴史的湾の主張に対して外国が黙認を実際に示すことが必要であるという立場

をとっている。

1・3・4 河口

河川が海に直接流入する場合には、基線は、河口を横切りその河川の兩岸の低潮線上の点の間に引いた直線である。

1・3・5 礁

礁の低潮線は、環礁の上に所在する島又は楯礁を有する島の基線として利用することができる。

1・3・6 港湾工作物

港湾施設の不可分の一部を成す恒久的な港湾工作物で最も外側にあるものは、基線を引くための海岸の一部を構成するものとみなされる。港湾工作物とは、突堤、防波堤、十字拱のような構造物であつて、保護する目的で又は投錨地や避難所を提供するために海岸に直近の海域を囲む目的で、入り江又は河川の沿岸に沿つて建設されたものである。

1・4 国家水域

作戦行動のためには、世界の海洋は、二つの部分に分けられる。第一のものは、内水、領海及び群島水域を含む。これらの国家水域は、沿岸国及び島嶼国の領域主権に服するけれども、若干の航行上の権利は、国際社会に留保されている。第二の部分は、接続水域、排他的経済水域及び公海を含む。これらは、国際水域であり、そこではすべての国家が航行及び上空飛行についての公海の自由を享受している。国際水域については、1・5であらためて論じる。

1・4・1 内水

内水は、領海が測定される基線の陸地側にある。湖、河川、幾つかの湾、港、幾つかの運河及び沼は、内水の具体例である。国際法の観点からすれば、内水は陸地そのものと同じ性格を有している。内水では無害通航権がいっさいなく、遭難（2・3・2・5を見よ）したのでなければ、船舶及び航空機は、沿岸国又は島嶼国の許可なく内水に入ったり、その上空を飛行したりできない。

1・4・2 領海

領海は、沿岸国又は島嶼国の基線から海側に測定された海洋帯であり、その国の主権に服する。合衆国は、十二海里の領海を主張し、最大幅十二海里までの他国の領海主張を承認する。

1・4・2・1 島、岩及び低潮高地

それぞれの島は、自らの領海をもち、本土と同様に領海が計算される基線をもつ。島は、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものと定義される。岩は、人間の居住又は人間独自の経済的生活を維持することができない島である。岩が高潮時にも水面上にあるならば、それも基線の箇所で議論された原則に従つて決定される領海をもつ。領海内に全部又は一部位置する低潮高地（低潮時には水面上にあるが、高潮時には水面下に没する）は、それがあか

島であるかのように領海目的のために利用することができる。低潮高地は、まったく領海外に位置する場合には、それ自体の領海を有しない。図1—5を見よ。

1・4・2・2 人工島と沖合の設備

人工島と沖合の設備は、それ自体の領海を有しない。

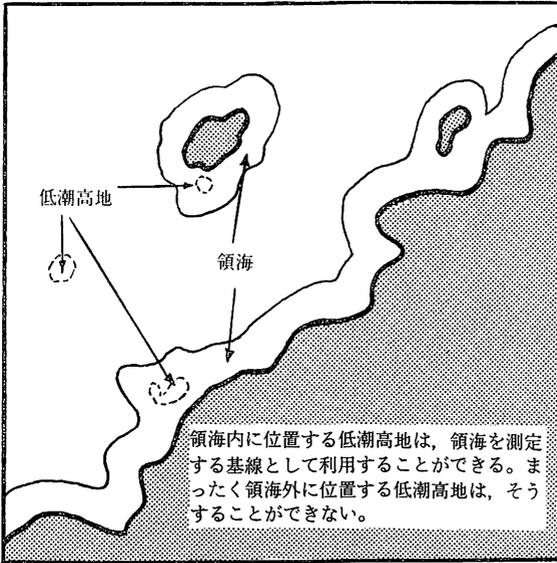


図 1—5. 島及び低潮高地の領海

米国海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

1・4・2・3 停泊地

積込み、積卸し及び船舶の投錨のために通常使用されている停泊地は、その全部又は一部が領海の外側の限界より外方にある場合にも、領海とみなされる。領海内に含まれる停泊地は、明確に沿岸国又は島嶼国により海図に表示されなければならない。

1・4・3 群島水域

群島国家とは、全体が一又は二以上の群島から構成されている国家である。そのような国家は、最も外側の島の最も外側の点を結ぶ直線の群島基線を引くことができる。但し、基線の内側の水域と陸地との割合が一对一から九対一の間になることを条件とする。群島基線内に囲まれた水域は、群島水域と呼ばれる(群島基線は、また群島国家が領海、接続水域及び排他的経済水域を海側に向かって測定する基線でもある)。合衆国は、群島水域を囲む群島基線を設定する群島国家の権利を承認する。但し、基線は一九八二年の海洋法条約に従って引かれること、及び合衆国が囲まれた群島水域及びその隣接水域で国際法上の航行及び上空飛行の権利と自由を与えられていることを条件とする。

1・4・3・1 群島航路帯

九一(五〇三)

群島国家は、群島水域における船舶及び航空機の継続的かつ迅速な通航に適した群島航路帯を指定することができる。国際的な航行及び上空飛行に使用されるすべての通常の航路は、含まれなければならない。群島国家がそのような航路帯を指定しない場合には、それにもかかわらず群島航路帯通航権は、国際的な航行及び上空飛行に通常使用されている航路においてすべての国家によって行使できる。

1・5 国際水域

国際水域は、いかなる国家の領域主権にも服さないすべての海域を含む。領海の外側のすべての水域は国際水域であり、ここでは航行及び上空飛行についての公海の自由が国際社会に留保されている。国際水域は、接続水域、排他的経済水域及び公海を含む。

1・5・1 接続水域

接続水域は、領海から海側に延びる水域であり、ここでは沿岸国又は島嶼国は、自国の領土又は領海内で発生する通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止し又は処罰するのに必要な規制を行うことができる（しかし、いわゆる安全保障目的のためには、できない——1・5・4を見よ）。

合衆国は、領海を測定するために使用される基線から十二海里まで延びる接続水域を主張している。他方において、合衆国は、沿岸国又は島嶼国が一九八二年の海洋法条約の規定と両立する当該水域での合衆国の権利を認めるならば、それらの国の幅二十四海里までの接続水域を尊重するだろう。

1・5・2 排他的経済水域 (Exclusive Economic Zones)

排他的経済水域 (EEZs) は、海岸に隣接し、領海を越えて延びる資源関連の水域である。名称が示すように、その中心目的は経済的である。合衆国は、領海を測定するために用いられる基線から二百海里まで延びる排他的経済水域において、沿岸国又は島嶼国がその水域の水中、海底及びその下の天然資源の探査、開発、管理及び保存のため並びに海水、海流及び風からのエネルギーの生産のために、その国の法を制定し執行する主権の権利を認める。沿岸国又は島嶼国は、当該水域における次の事項に関する管轄権を行使できる。すなわち、経済目的を有する人工島、設備及び構築物の設置並びに利用、海洋の科学調査（合理的範囲内）並びに海洋環境の保護のいくつかの側面（主として、国際的な船舶起因汚染の管理基準の履行）に対してである。しかし、EEZ においてすべての国家は、航行及び上空飛行の伝統的な公海自由を行使する権利、海底電線及び海

底パイプラインの敷設の権利並びにその他資源に関連しない船舶・航空機による伝統的な公海利用の権利を享受する。合衆国は、一九八三年三月十日に大統領宣言で二百海里排他的経済水域を設置した。

1・5・3 公海

公海は、排他的経済水域の海側の海洋部分すべてを含む。沿岸国又は島嶼国が排他的経済水域を宣言しない場合には、公海は領海の外側の縁から始まる。

1・5・4 安全保障水域

幾つかの沿岸国が、幅員はさまざまであるが、領海を越えて軍事安全保障水域を設定する権利を主張している。そこでは、入域のための事前の通告又は許可、いづれかの時点において存在する外国の船舶・航空機の数量制限、様々な作戦行動の禁止、又は完全排除といった制限によって他国の軍艦及び軍用航空機の活動を規制することを目的としている。国際法は、平時に領海を越えて資源に関連しない公海の自由の行使を制限することになる水域を沿岸国が設定する権利を承認していない。従って、合衆国は、航行及び上空飛行についての公海の自由を制限し又は規制することを目的とする、領海の外側の安全保障水域又は軍事水域のいかなる主張も平時において有効であるとは認めない。

米国海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

い(領海における無害通航の一時停止の議論については、2・3・2・3を見よ)。

1・6 大陸棚

沿岸国又は島嶼国の法律上の大陸棚は、領海を越えて大陸縁辺部の外縁まで延びている海面下の区域の海底及びその下、又は大陸縁辺部が領海を測定するために使用される基線から二百海里の距離まで延びていない場合には、当該基線から二百海里の距離までの海面下の区域の海底及びその下から成る。大陸棚は、どちらが大きくとも、領海の基線から三百五十海里を越えたり、又は二千五百メートル等深線から百海里を越えて拡張することができない。沿岸国又は島嶼国は、大陸棚の天然資源を探索し開発するためにそれに対して主権的権利を行使するけれども、上部水域の法的地位は影響を受けない。更に、すべての国は、大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

1・7 安全区域

沿岸国及び島嶼国は、自国の内水、群島水域、領海及び排他的経済水域並びに大陸棚に位置する人工島、設備及び構築物を

九三(五〇五)

保護するために安全区域を設定することができる。排他的經濟水域又は領海外の大陸棚に位置する人工島、設備及び構築物の場合には、安全区域は、一般的に認められた国際基準によって許される場合を除いて、当該施設の外縁から五百メートルを越えて拡張することができない。

1・8 空 域

国際法上、空域は、国家空域（国家の陸地、内水、群島水域及び領海の上空）か又は国際空域（接続水域、排他的經濟水域、公海及びいづれの国家の主権にも服さない陸地の上空）のいずれかに分類される。各国家は、国際海峡（2・5・1・1を見よ）及び群島航路帯（2・5・1・2を見よ）の上空飛行権に従うことを条件として、自国の国家空域に対する完全かつ排他的な主権を有する。国家が条約その他の国際協定により別段の合意をした場合を除くほか、すべての国家の航空機は、他国の干渉を受けることなく国際空域で活動する自由を有する。

1・9 宇宙空間

国家管轄権に服する空域の上限は、国際法により有権的に定義されてはいない。空域は人工衛星を地球上に自然落下しない

で軌道上に置くことができる地点より下のどこかの地点で終了するという国際実行が確立している。宇宙空間は、その不確定の地点から始まる。すべての国家は、宇宙空間への平等の接近の自由を享有し、いかなるものもそれを自国の国家空域のために専有し又は自国の排他的利用に供することができない。

第二章 軍艦及び軍用航空機の国際的地位と

その航行

2・1 軍艦の地位

2・1・1 軍艦の定義

国際法は、以下の船舶を軍艦と定義している。すなわち、一 国の軍隊に属する船舶であって、当該船舶の性格及び国籍を示す外部標識を掲げ、当該国家の政府により正式に任命されてその氏名が適当な将校の軍役簿に記載されている士官の指揮の下にあり、かつ正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものである。合衆国海軍では、「USS」と表示された船舶が、国際法により定義された「軍艦」である。「USCGC」と表示された合衆国沿岸警備隊船舶も、国際法上「軍艦」である。

2・1・2 国際的地位

軍艦は、旗国以外の国家当局による干与からの主権免除を享有する。警察及び港湾当局は、指揮官の許可を得てはじめて軍艦に乗艦できる。軍艦は、乗艦による捜索又は査察に同意するように要求されないし、受入国の国旗を掲げることも要求されない。軍艦は、一九八二年の海洋法条約に従って制度化される沿岸国の交通規制、排水、保健及び検疫の制限に従うよう要求されるけれども、従わなかったとしても外交上の抗議か又は領海から直ちに退去するようにとの沿岸国の命令にあうだけである。更に、軍艦は、国家水域においてであれ国際水域においてであれ、差押えと拿捕を免除され、外国の課税及び規則から免れ、そして艦内で行われた行為に関してすべての乗客及び乗組員に対する排他的管理を行う。

2・1・2・1 原子力推進の軍艦

原子力推進の軍艦と通常推進の軍艦とは、同一の国際的地位を有する。

2・1・2・2 沈没した軍艦と軍用航空機

沈没した軍艦と軍用航空機は、沈没原因が事故によるか又は敵の行動（軍艦又は軍用航空機が沈む前に捕獲されないならば）によるか否かに拘らず、権原が正式に破棄又は放棄されな

い限り、旗国の財産である。政策問題として、合衆国政府は、死亡した軍人の遺体又は爆発性物質を含む沈没した合衆国の軍艦若しくは軍用航空機を引き揚げる許可を与えない。外国の沈没した軍艦又は軍用航空機が合衆国の水域にある場合に、それらが同様に引揚げ者によって尊重してもらいたいとの外国からの要請は、尊重される。

2・1・2・3 補助艦船

補助艦船は、軍艦以外の艦船であって、軍隊により所有されているか又はその排他的統制下にあるものをいう。それらは国家が所有するか又は運用するもので、そして当面政府の非商業的業務のためだけに使用されるので、補助艦船は主権免除を享受する。これは、軍艦と同様、それらが国家水域においてであれ国際水域においてであれ、差押え及び捜索から免除されることを意味する。軍艦と同様に、それらは外国の課税及び規則から免れ、艦内で行われた行為に関してすべての乗客及び乗組員に対する排他的管理を行う。

合衆国の補助艦船は、軍事海上輸送団 (Military Sealift Command (MSC) Force) を構成するすべての艦船を含む。軍事海上輸送団は、次のものを含む。(一)合衆国ネイバル・シッフ (United States Naval Ships, USNS) (すなわち、合衆国

が所有する船舶又は裸備船契約下の船舶で、軍事海上輸送団に割り当てられたもの。(一)国防予備艦隊 (National Defense Reserve Fleet, NDRF) 及び緊急予備隊 (Ready Reserve Force, RRF) (軍事海上輸送団に編成されたり、割り当てられた場合)。(二)海上事前集積隊 (Afloat Prepositioned Force, APF) に割り当てられてた期間備船契約下の私有船舶。(四) MSC が期間備船又は航海備船の契約をした船舶、である。合衆国は、USNS, APF, NDRF 及び RRF の艦船すべてに対して主権免除の完全な権利を主張する。しかしながら、政策問題として合衆国は、APF に含まれないで、MSC が期間備船及び航海備船の契約をした船舶については、差押えと課税からの免除のみを主張する。

2・2 軍用航空機の地位

2・2・1 軍用航空機の定義

国際法上、軍用航空機とは、国家の軍隊の配備部隊が運用し、当該国家の軍用標識を付け、軍隊構成員が指揮し、正規の軍隊の規律に服する乗組員を配置しているすべての航空機を含む、と定義される。

2・2・2 国際的地位

軍用航空機は、一九四四年の国際民間航空条約 (シカゴ条約) の意味における「国の航空機」であり、軍艦と同様に外国による搜索及び査察からの主権免除を享受する。国の航空機は、通過通航権及び群島航路帯通航権を行使できるけれども、特別の合意その他の方法による許可がなければ、他国の領域 (領海を含む) の上空を飛行し又は着陸することはできない。受入国の官憲は、航空機の指揮官の同意がなければ塔乗できない。航空機の指揮官が受入国の通関上、出入国管理上又は検疫上の要求事項を遵守していることを証明できなければ、当該航空機はその国の領域及び国家空域から直ちに退去するよう命じられることがある。

2・2・2・1 軍契約機

私人が所有し運航する航空機でそのすべての機能が軍事航空輸送団 (Military Airlift Command, MAC) によつて契約され、合衆国の軍務に活用されるものが「国の航空機」としての資格を得るのは、合衆国がそのように指定した場合である。そのような場合には、それらも外国による搜索及び査察からの主権免除を享受する。しかしながら、政策問題として、合衆国は通常 MAC チャーターのものを「国の航空機」として指定しない。

2・3 国家水域での航行及び上空飛行

2・3・1 内水

前章で論じたように、沿岸国及び島嶼国は、自国の内水及びその上部空域に対して自国領土に対するのと同じの管轄権及び管理を行使する。ほとんどの港が、領海基線の陸側に位置しているため、入港は通常内水内の航行を含む。内水に入ることは、法的には他国の領土に入ることと同じであるから、その国の許可が必要となる。国際的な海運を促進するために、多くの国は、反対の通告がない限り、外国商船に対して継続的な内水への入域許可を与えている。他方、軍艦及び補助艦船並びにすべての航空機は、別段の二国間又は多数国間の協定が締結されていない限り、特別かつ事前の入域許可が必要である。

明示的であれ黙示的であれ、沿岸国の許可がなければ、内水への入域を禁止する規則の例外は、不可抗力若しくは遭難によつて必要となった時、又は直線基線が設定され、それが従来領海又は公海とみなされていた海域を内水として取り囲む効果を及ぼす時に生じる。後者の場合、国際法は、すべての国家が無害通航権（2・3・3・2・1を見よ）又は国際海峡での通過通航権（2・3・3・1を見よ）を当該水域で行使することができる

米国海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

る、と規定している。

2・3・2 領海

2・3・2・1 無害通航

国際法は、すべての国家の船舶（但し、航空機を除く）が領海を継続的かつ迅速に通過したり、内水に向かって若しくは内水から航行するために無害通航権を享受すると規定している。停船及び投錨は、無害通航に含まれるが、航海に通常付随するものである場合か又は不可抗力若しくは遭難によつて必要となつた場合に限る。通航は、沿岸国又は島嶼国の平和、秩序又は安全を害しない限り無害とされる。平和、秩序及び安全を害し、それ故無害通航と両立しないとみなされる軍事活動には、次のものがある。

一、武力による威嚇若しくは武力の行使であつて、沿岸国及び島嶼国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの

二、武器（いかなる種類のものであるかを問わない）を用いての演習又は訓練

三、航空機又は軍事機器の発艦、着艦又は積込み

四、沿岸国又は島嶼国の安全を害する諜報活動

五、調査活動又は測量活動の実施

沿岸国又は島嶼国は、必要な場合には無害でない通航を阻止するために領海において確固たる行動（武力の行使を含む）をとることができる。無害通航権を行使する外国船舶は、軍艦を含めて、確立された国際法原則に従つて沿岸国又は島嶼国が制定した法令、特に航行の安全に關連した法令に従うよう要請される。無害通航は、上空飛行権を含まない。

2・3・2・2 許容される制限

資源保存、環境保護及び航行の安全といった目的のために、沿岸国又は島嶼国は若干の制限を外国船舶の無害通航権に設定することができる。領海での無害通航権へのそのような制限は、国際法上禁止されていない。但し、それらが合理的でかつ必要であり、無害通航権を否定し又は害する実際的な効果をもたず、そして特定の国の船舶に対して、又は特定の国に向けて、特定の国から若しくは特定の国のために貨物を運船する船舶に対して、形式上又は実際上の差別をしないことを条件とする。沿岸国又は島嶼国は、航行の安全上必要な場合には、無害通航権を行使する外国船舶に指定航路帯及び分離通航方式を利用するよう要求することができる。

2・3・2・3 無害通航の一時停止

沿岸国又は島嶼国は、自国の安全の保護のために不可欠であ

る場合には、その領海内の特定の区域において無害通航を一時的に停止することができる。そのような停止は、事前に国際社会に公けに知らされなければならない。外国船舶の間で形式上又は実際上の差別はできない。

2・3・2・4 軍艦と無害通航

すべての軍艦は、潜水艦を含めて、妨げられることなくまた通告することなく、無害通航権を享受する。しかしながら、潜水艦は、外国の領海を通過する際には海面上を航行し、かつその旗を掲げるよう要求される。もし軍艦が、国際法の確立した原則に従つた沿岸国又は島嶼国の規則を遵守せず、かつ軍艦に対して行われた当該規則の遵守の要請を無視した場合には、沿岸国又は島嶼国は、その軍艦に対して領海から直ちに退去することを要求することができる。

2・3・2・5 救助のための入域

すべての船舶及び航空機の指揮官は、海上で行方不明になる危険に陥っている者を救助する義務がある。この長きにわたる承認されてきた船乗りの義務は、船舶又はある状況では航空機が沿岸国又は島嶼国の許可なく、海上で危険又は遭難にあつた者に緊急の救助努力を善意で行うために、領海内に救助のために入域することを認めている。この権利は、危険又は遭難の地

点が十分に知られている時にしか適用されない。それは、捜索を行うために領海又は領空に入ることまでは及ばない。

2・3・3 国際海峡

2・3・3・1 領海に包摂される国際海峡

公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間の領海において国際航行に使用される海峡は、通過通航の法制度に服する。国際法上すべての国家の船舶及び航空機は、軍艦や軍用航空機を含めて、当該海峡において妨げられない通過通航の権利を享受する。通過通航は、通過のために船舶及び航空機が利用する通常の通航形態で、継続的であつ迅速な通航目的のための航行及び上空飛行の自由の行使と定義される。これは、潜水艦が自由に国際海峡を潜行して通過することができるとを意味する。なぜならば、それが潜水艦の通常の通航形態であるからである。また、水上艦は、艦隊編成での航行及び航空機の発艦・着艦を含めて、通常の航行形態及び艦隊の安全と両立した方法で通過することができるとを意味する。すべての通過する船舶及び航空機は、遅滞なく通航し、飛行しなければならず、海峡沿岸国の主権、領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならず、その他継続的かつ迅速な通常の通過形態に付随す

米国外務省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(一)

る活動以外のいかなる活動も慎まなければならない。

国際海峡の通過通航は、平時中はいかなる目的であれ、沿岸国又は島嶼国により停止されることはできない。この国際法原則はまた、海峡に面する沿岸国又は島嶼国とは平時関係にあるが、別の国と武力紛争中である国の通過する船舶(軍艦をも含む)にも適用される。

領海に包摂される国際海峡に面している沿岸国又は島嶼国は、航行の安全を促進するために航路帯を指定し、分離通航方式を設定することができる。しかしながら、そのような航路帯及び分離通航方式は、一般的に認められた国際基準に従つて権限のある国際機構によって承認されなければならない。通過中の船舶は、指定された航路帯及び分離通航方式を当然に尊重しなければならない。

公海又は排他的経済水域の一部分と沿岸国又は島嶼国の領海とを連結する国際航行に使用される海峡には通過通航よりもむしろ無害通航(2・3・2・1を見よ)の制度が適用される。

そのような海峡における無害通航は、停止することができない。

2・3・3・2 完全には領海に包摂されない国際海峡

完全には領海に包摂されないで、そこに国際航行に適する公海上又は排他的経済水域上の回廊ができる、国際航行に使用さ

九九(五一二)

れる海峡及びその上空を通過する船舶並びに航空機は、当該回廊及びその上空で運航している間、航行及び上空飛行についての公海の自由を享受する。従って、領海外にとどまる限り、すべての国家の船舶及び航空機はすべて、同様に行動する他のものの権利に対する十分な配慮を払う以外は、当該水域及びその上空を妨げられないで航行する権利を有する。

2・3・4 群島水域

2・3・4・1 群島航路帯通航

すべての船舶及び航空機は、軍艦や軍用航空機を含めて、指定された群島航路帯を経由して群島水域及び隣接する領海、その海面下及びその上空を通過している間、群島航路通航権を享受する。群島航路帯は、群島国家による指定があるか否かに拘らず、国際的な航行及び上空飛行に通常使用されているすべての航路を含む。それぞれの航路帯は、群島への入口の地点から出口の地点に至る継続した線によって定める。群島航路帯を通航中の船舶及び航空機は、中心線のそれぞれの側に二十五海里以内にとどまるよう要求される。また最も近い島同士の間距離の十パーセントの地点よりも沿岸線に近づいてはならない。図2-1を見よ。国際法上、群島航路帯通航とは、関連する船舶及び航空機が通常の運航形態で群島水域を継続的にかつ迅速

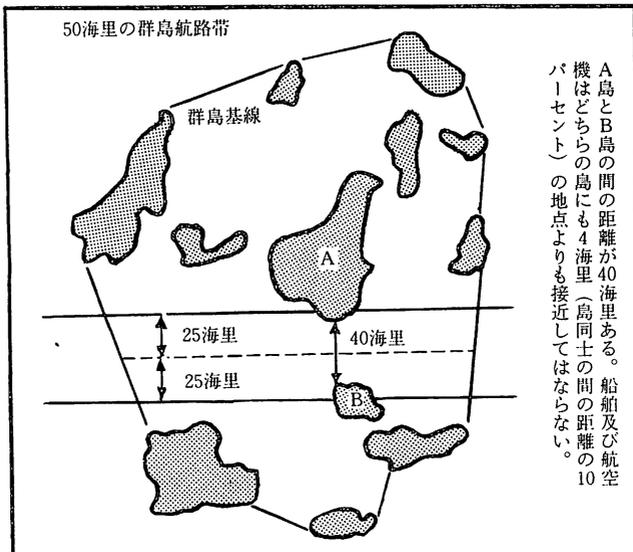


図 2-1. 群島航路帯

な通過のみを目的とする航行及び上空飛行の自由の行使と、定義される。これは、潜水艦が潜行して通過できること、及び水上艦が例えば艦隊編成での航行や航空機の発艦・着艦のように自らの安全に必要な活動を含めて、当該水域の通航中に通常行

われる活動を実施することができること、を意味する。群島航路帯通航権は、いかなる理由によっても群島国家によって妨げられたり、停止されることができない。

2・3・4・2 無害通航

群島航路帯の外側では、軍艦を含むすべての水上船舶は、領海において行うのと同様に群島水域でのきわめて制限された無害通航権を享受する。潜水艦は、海面上を航行し、その旗を掲げなければならない。群島国家の主権、領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使は、禁止される。航空機の発艦・着艦は許されず、武器を用いての演習も行えない。群島国家は、通関上、財政上、出入国管理上、漁業上、汚染及び衛生上の諸目的のために群島水域での無害通航権に合理的な諸制限を公布し、執行することができる。無害通航は、自国の安全を保護するために不可欠である場合には、群島水域内の特定の区域において群島国家によって一時的に停止されることがある。但し、群島国家は、まず停止する意図を公表しなければならない。群島ならず、その停止を無差別的に適用しなければならない。群島航路帯の外側の群島水域の上部空域を飛行する権利はない。

2・4 国際水域での航行及び上空飛行

2・4・1 接続水域

接続水域は、軍艦及び軍用航空機を含むすべての国家の船舶及び航空機が、2・4・3で述べるように航行及び上空飛行についての公海の自由を享受する国際水域を構成する。沿岸国又は島嶼国は、自国の領域（その領海を含む）内で発生することがある、自国の通関上、財政上、出入国管理上及び衛生上の法律の違反を防止し処罰するのに必要な管理をその水域で行使できるけれども、それ以外の他の点では接続水域又はその上空での国際的航行及び上空飛行を妨げることができない。

2・4・2 排他的経済水域

排他的経済水域に対する沿岸国又は島嶼国の管轄権及び管理は、その国際水域の資源の探査、開発、管理及び保存に関する事項に限定される。沿岸国又は島嶼国は、当該水域内で次のものに対しても管轄権を行使することができる。すなわち、経済目的を有する人工島、設備及び構築物の設置並びに利用、海洋科学の調査（合理的範囲内で）、そして海洋環境の保護に関する幾つかの側面に対してである。従って、沿岸国又は島嶼国は、排他的経済水域での航行及び上空飛行の自由の行使を過度に制

限し、妨げることはできない。すべての船舶及び航空機は、軍艦及び軍用航空機を含めて、当該水域及びその上空での航行並びに上空飛行についての公海の自由、その他それらの自由に関連した国際的に合法な海の利用を享受するので、排他的経済水域が海軍作戦区域内に存在することは、当然に、海軍指揮官にとって作戦上の懸念となる必要はない。

2・4・3 公海

すべての船舶及び航空機は、軍艦及び軍用航空機を含めて、公海及びその上空での移動及び運航の完全な自由を享受する。軍艦にとって、このことは機動部隊の戦略的移動、飛行活動、軍事演習、監視、諜報活動及び武器の試験及び発砲を含む。すべての国家は、大陸棚での海底パイプラインの経路について沿岸国又は島嶼国の承認を条件に、領海を越える大陸棚上並びに公海の海底に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利も享受する。これらすべての活動は、他国の権利及び他の船舶・航空機の安全な行動と運航に妥当な考慮を払って、行わなければならない。

2・4・3・1 閉鎖区域又は警戒区域

いかなる国家も、合法ではあるが航行及び(又は)上空飛行にとって危険な活動を他国に知らせるために、公海上に一時的

な閉鎖区域又は警戒区域を宣言することができる。合衆国及びその他の国は、ミサイル実験、射撃訓練、宇宙船収容活動及び他国による公海のその他の合法的な利用にとって何らかの危険を伴う他の諸目的のために、このような区域を日常的に宣言している。そのような区域の設置を通知することは、通常は航路告示 (Notice to Mariners, NOTMAR) 及び(又は)航空告示 (Notice to Airmen, NOTAM) の方式で事前に公表されなければならない。他国の船舶及び航空機は、宣言された閉鎖区域又は警戒区域の外に在ることを要求されないが、しかしそこで活動を妨げることを差し控える義務がある。従って、合衆国の船舶・航空機は、合衆国が宣言した閉鎖区域内で他国の船舶・航空機ができるのと同様に、外国によって宣言された閉鎖区域の中で活動し、情報を収集し、そして関連の活動を監視することができる。但し、そのような合法的な目的のために公海を使用する宣言国の権利に妥当な考慮を払う必要がある。

2・4・4 宣言された安全保障水域及び防衛水域

国際法は、領海外で外国の軍艦及び軍用航空機の航行や上空飛行を制限する国家の権利を認めていない。北朝鮮及びベトナムを含むいくつかの沿岸国が、領海外に延びる、いわゆる安全保障水域内の軍艦及び軍用航空機の活動禁止を目的とする主

張をしているけれども、そのような主張は平時においては國際法上まったく根拠がなく、合衆国はそれを認めない。

國際連合憲章及び國際法の一般原則が承認していることは、國家が自国又はその國が構成國となつてゐる地域の防衛機構に向けられた急迫した武力攻撃の脅威又は現実の武力攻撃に対して、個別的又は集団的な自衛措置を行使できるということである。それらの措置は、脅威を受けた國が自國領域への外國の侵入をある程度統制するために考え出された「防御の海域」又は「海洋管制水域」の設置を含むことができる。歴史的には、領海外に延びたそのような水域の設置は、戦時又は敵対行為の發生を含む宣言された國家の緊急時に限られてきた。國際法は、沿岸國又は島嶼國が合法的に行使できる当該水域の地理的限界又は統制の程度を、國家の安全及び防衛の必要性に関連した合理性という一般的な要件を規定すること以上には、決めていない。

2・4・5 極地

2・4・5・1 北極地域

合衆国は、合法的に主張される沿岸國の領海を越える北極地域の水域、叢氷及び空域が國際的地位を有し、すべての國の船舶及び航空機による航行に開放されていると考える。カナダ及

びソ連を含むいくつかの國は、発見、歴史的利用、接近性（近接性）又はいわゆる「セクター」理論を根拠に、北極地域に対する主権を時おり主張しようと試みているけれども、それらの主張は國際法上認められない。従つて、すべての船舶及び航空機は、合法的に主張される領海を越える北極地域の水域及び叢氷上、その上空及びその水面下で公海における航行及び上空飛行の自由を享受する。

2・4・5・2 南極地域

多くの國が南極地域の一部に対して、競合するそしてしばしば重複する領有主張を行つてきた。これらの主張の前提としてゐるのは、発見、接近性、先占、そしてある場合には「セクター」理論と様々である。合衆国は、南極地域のいかなる部分にも他國の権利主張の有効性を認めない。

2・4・5・2・1 一九五九年の南極條約

合衆国は、南極地域を規律対象とする一九五九年の多数國間條約の当事國である。領域的主権の競合する請求権に関係なく、その大陸の科学的探査を奨励し、そして南極における調査と実験を促進することを目指して、一九五九年の條約は、條約の有効期間中に当該地域で行われたいかなる活動もそのような請求権を主張し、支持し又は否認するための根拠を構成するもので

はないと規定している。

また条約の規定によれば、南極地域は「平和的目的のみに利用する」のであり、「軍事基地及び防備施設の設定、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置」は禁止される。南極地域におけるすべての基地、施設並びに貨物又は人員の積卸し又は積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機は、指名された外国人の監視員による査察を受ける。それ故、合衆国は、禁止区分の活動を南極地域で行わないし、

禁止区分の資材は南極大陸に到達する前に合衆国の船舶・航空機の中から撤去される。更に、条約は南緯六十度以南のいかなる場所においても核の爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。他方、この条約は、いかなる場合にも南極地域での航行及び上空飛行についての公海の自由に影響を与えない。南極地域は、領海も領空も有しない。

2・4・6 非核地帯

一九六八年の核兵器不拡散条約は、合衆国もその当事国であるが、非核地帯を設置する地域的な条約を締結する国家群の権利を承認している。そのような条約又はそれらの規定は、条約当事国又はそれらの規定に付属している議定書の当事国にしか拘束力がない。航行及び上空飛行についての公海の自由を含め

て、他国の権利と自由が侵害されない範囲内で、そのような条約は国際法と矛盾するものではない。一九六七年のラテン・アメリカ核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)は、合衆国がその二つの議定書を批准したことで証明しているように、完全に国際法と両立している非核地帯取極の具体例である。これは、トラテロルコ条約の適用される水域内での航行の権利と自由の合衆国による行使に決して影響を与えない。

2・5 航空

2・5・1 国家空域

国際法上、すべての国家は、自国の空域、すなわち自国の領土、内水、領海、そして群島国家の場合であれば、群島水域の上部空域に対する完全かつ排他的な主権を有している。水上船舶が享受している無害通航権に類似した、領海又は群島水域の上部空域での航空機の慣習的な無害通航権はない。従って、反対の内容をもった国際協定の当事国でない限り、すべての国は国際海峡及び群島航路帯の上空飛行を唯一の例外として、国家空域内(飛行情報区——2・5・2・2を見よ——に對比して)での飛行を規制又は禁止する完全な自由裁量を持っている。国家空域に進入したい航空機は、自己の身元を明らかにし、着陸

若しくは通過の許可を求めるか又は確認しなければならない。

そして、着陸、引き返し又は指示された航空路及び（又は）高度の飛行のために、合理的な命令すべてに従わなければならない。遭難航空機は、特別な考慮が払われ、進入し緊急着陸することが認められるべきである。救助のための入域権に関しては、

2・3・2・5を見よ。

2・5・1・1 排他的経済水域／公海と排他的経済水域／公

海を結び、かつ領海に包摂される国際海峡

すべての航空機は、軍用航空機を含めて、領海に包摂される国際海峡の上部空域を妨げられないで通過通航する権利を享受する。そのような通過は、継続的であつ迅速でなければならず、関係する航空機は海峡沿岸国の主権、領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を差し控えなければならない。国家海峡を通過通航中である航空機による上空飛行の権利行使は、いかなる理由によつても平時に停止することができない（完全には領海に包摂されない国際海峡上での許される活動に関する議論については、2・5・2を見よ）。

2・5・1・2 群島航路帯

すべての航空機は、軍用航空機を含めて、群島航路帯上空を妨げられないで通過する権利を享受する。そのような航路帯の

上空飛行権は、領海に包摂される国際海峡上空の通過通航権と基本的には同じである。

2・5・2 国際空域

国際空域は、接続水域、公海、排他的経済水域、及び国家主権に属さない地域（例えば、南極地域）の上部空域である。すべての国際空域は、すべての国家の航空機に開放されている。

従つて、航空機は、軍用航空機を含めて、沿岸国又は島嶼国の当局から干渉されることなく、国際空域で活動することができる。軍用航空機は、武器の実験・発砲、監視及び諜報活動、並びに他の海軍活動の支援を含む飛行活動を行うことができる。そのような活動は、すべて他国の権利及び他の航空機・船舶の安全に十分注意して行わなければならない（しかしながら、南

極条約は、南極の空域での軍事演習及び兵器の実験を禁止していることに留意せよ）。これと同じ原則が、領海に包摂されない国際海峡の公海若しくは排他的経済水域の回廊を通る場合における、公海又は排他的経済水域の回廊の上空飛行に関して適用される。

2・5・2・1 国際民間航空条約

合衆国は（ほとんどすべての国と同様に）、一九四四年の国際民間航空条約の当事国である。「シカゴ条約」として一般に

呼ばれるその多数国間条約は、民間航空機に適用される。軍用航空機又は「国の航空機」(2・2・2・1を見よ)として指定されたM A Cチャーター機には、それらが「民間航空機の航行の安全について妥当な考慮」を払って活動するよう要求する以外、シカゴ条約は適用されない。シカゴ条約は、国際航空の原則及び技術を発達させ、「国際航空における飛行の安全を増進する」ために国際民間航空機関(I C A O)を設立した。

I C A Oの飛行手続きが役に立たない様々な活動状況がある。これらの中には、軍事的な偶発事件、禁止区分の任務、政治的に微妙な任務、又は日常的な航空母艦の活動が含まれる。I C A Oの飛行手続きの下で行われない活動は、「妥当な考慮」又は軍用航空機の「活動上の」特権の下で行われている(これ以上の情報については、一九八一年一月十三日付の D o D Dir. 4540.1 及び O P N A V I N S T 3770.4を見よ)。

2・5・2・2 飛行情報区 (Flight Information Regions, FIR)

飛行情報区 (FIR) は、飛行情報業務及び警戒業務が提供される空域と定義される。F I Rは、I C A Oによって民間航空の安全のために設置され、国内及び国際的空域双方を含む。通常、政策問題としてのみ、合衆国の軍用航空機は、日常的に国

際空域を通過して二地点間の飛行をする場合に、I C A Oの飛行手続きに従い、F I R業務を利用する。上述したように、本政策の例外としては、軍事的な偶発事件での活動、禁止区分の任務又は政治的に微妙な任務及び航空母艦の日常的な活動又はその他の訓練活動が含まれる。合衆国の軍用航空機がI C A Oの飛行手続きに従わない場合には、それらは民間航空の安全に対して「妥当な考慮」を払って航行しなければならない。

2・5・2・3 国際空域における防空識別圏 (Air Defense Identification Zones, ADIZ)

国際法上、国家が自国の領空に隣接する国際空域に防空識別圏 (ADIZ) を設定することは、禁止されていない。A D I Z規則の法的根拠は、自国に進入する際の合理的な条件を国家が設定する権利である。従って、国家空域に接近する航空機は、進入許可の条件として国際空域にいる間に自己の身元を明らかにすることが要請されることになる。合衆国が公布したA D I Z規則は、合衆国の領空に向かう航空機に適用され、飛行計画の書類及び定期的な位置報告を要請している。他方、いくつかの国は、A D I Zに入ってくるすべての航空機に、それらが国家空域に入る意図の有無に拘らず、A D I Z手続きに従うよう要請することを主張している。合衆国は、沿岸国又は島嶼国が

そのような状況で外国航空機に自国のA D I Z手続きを適用する権利を認めない。従って、合衆国の軍用航空機は、国家空域に進入する意図がない場合には、自己の身元を明らかにする必要もないし、その他の点で他国の設定したA D I Z手続きに従う必要もない。但し、合衆国が個別にそうすることに同意する場合は、この限りでない。

強調すべきことは、前記のことが平時又は敵対行為の行われていない状況を想定しているということである。急迫した又は現実の敵対行為の場合には、国家は自衛措置をとることが必要であると考えることがあり、その結果国際空域での上空飛行に影響を与えるであろう。

2・6 航行及び上空飛行の権利並びに自由の行使と

主張

一九八三年三月十日の大統領の合衆国海洋政策に述べられているように、

「合衆国は、〔一九八二年海洋法〕条約に反映された利害の均衡と両立する方法により、世界的規模での自国の航行及び上空飛行の権利と自由を行使し、かつ主張していく。しかし、合衆国は、航行及び上空飛行その他関連する公海の利用における

国際社会の権利と自由を制限することを意図した他国の一方的行為を黙認しない。」

海洋国家が過度な海洋の権利主張を黙認しているように思われ、そして国際の航行及び上空飛行の制約に直面しても積極的に自らの権利を行使しない場合、それらの権利主張及び制約は、国家実行を反映するものとして、また海洋と上部空域の利用者すべてを拘束するものとして国際社会に受け入れられた、と早晩みなされるかもしれない。従って、沿岸国又は島嶼国の過度な権利主張すべてに外交機関を通じて抗議し、そしてそのような主張にも拘らず航行及び上空飛行の権利を行使することが、海洋国家の義務である。大統領による海洋政策の声明は、合衆国が自らの国家政策の基本的な柱としてこの責任を引き受けたことを明確にしている。

2・7 船舶及び航空機の航行安全規則

2・7・1 国際規則

軍艦を含む水上艦船及び水中航行艦船を規律する航行安全のほとんどの規則は、「国際航行規則」又は「72 COLLEGS」として非公式に知られている一九七二年の「海上における衝突の予防のための国際規則」に含まれている。これらの規則は、

すべての国際水域（すなわち公海、排他的経済水域及び接続水域）に適用され、また沿岸国又は島嶼国が自国の領海、群島水域及び内水において別の規則を設定している場合を除いて、かかる水域にも適用される。一九七三年の合衆国海軍規則の第一二〇条は、海軍において海軍の艦船及び航空機の作戦行動に責任を有する者はすべて、一九七二年のCOLREGSを「忠実に遵守しなければならない」と、命じている。

2・7・2 国内規則

多くの国家は、領域主権に服する水域（すなわち、内水、群島水域及び領海）のための特別な規則を採用している。合衆国海軍がこれら規則を侵害すれば、合衆国は衝突その他の損害に関する訴訟を起こされたり、外交上の抗議の材料を提供することになったり、結果として合衆国の外国の港への接近が制限されることとなったり、その他外国による行動の根拠を与えることになったりすることがある。

2・7・2・1 合衆国の内陸規則

合衆国は、その目的のために合衆国法の設定する境界線の陸地側の合衆国水域での航行に適用される特別な内陸規制を採用している。(合衆国沿岸警備隊出版物 CG 169, title 33 Code of Federal Regulations part 80 ∼ title 33 U. S. C. Sections

2001 から 2073 までを見よ。)一九七二年のCOLREGSは、合衆国の国家水域の境界線の海側、すなわち合衆国の接続水域及び排他的経済水域並びに公海に適用される。

2・7・3 航空機の航行規則

民間航空機に適用される国際空域での規則は、シカゴ条約第二付属書（航空規則）、国防総省飛行情報出版（Flight Information Publication, FLIP）の全般計画及び OPNAVINST 3710.7 (series) NATOPS Manual に従う。国際空域及びほとんどの外国空域で適用されるICAOの標準化された同一の技術的な原則及び政策も、大陸部の合衆国で効力を有する。従って、合衆国のパイロットは、主要な国際航空路すべてを飛行することができるが、その場合に同一の一般的な航空規則に従い、同一の航行設備並びに通信の慣行と手続きを利用し、そして彼らが合衆国においてなじみのある同一の航空交通管制業務によって規律されるのである。

2・8 公海及びその上空における事故防止のための

米ソ協定

合衆国とソ連は、海上での遭遇中にそれぞれの軍艦と軍用航空機の航行及び飛行の安全をより一層確保するために、一九七

二年に「公海及びその上空における事故防止のための米ソ協定」を締結した。この海軍対海軍の協定は、一般的には「海上事故」協定又は「INCSEA」協定と称されるが、海上の接近したところで作戦行動する合衆国とソ連の部隊間の妨害行動と航行優先争いが生まれる潜在的可能性を最小限にするのに非常に成功している。この協定は、「公海」及びその上空で作戦行動する軍艦及び軍用航空機に適用されるけれども、それは、排他的経済水域及び接続水域のものを含めて、すべての国際水域及び国際空域において作戦活動する部隊を包含するものと理解されている。

INCSEA協定の主要な規定は、次のものを含む。

一、艦船は、国際航行規則の文言及び精神の双方を嚴格に遵守する。

二、艦船は、衝突の危険を回避するために十分に距離を保ち、監視活動に従事している時には、監視下にある艦船を妨害し又はそれらを危険にさらすことがないように巧妙な操船術を駆使する。

三、艦船は、その作戦行動と意図を伝えるために特別の信号を利用する。

四、当事国の艦船は、他の当事国の艦船に火砲、ミサイル発

射機、魚雷発射管その他の兵器を向けて攻撃を偽装したり、通過艦船に向かって物体も発射したり、航海用艦橋を照射したりしない。

五、潜行中の潜水艦と演習を行っている艦船は、当該区域に潜水艦が存在する旨を警告するために適切な信号を示す。

六、艦船は、他の当事国の艦船、特に補給又は航空機の発着活動に従事している艦船に接近した場合、当該艦船の演習を妨げないような適切な措置をとり、十分に距離を保つ。

七、航空機は、他の当事国の接近してくる航空機及び艦船、特に航空機の発着活動を実施中の艦船に対して、最大限に注意と慎重な考慮を払い、そして兵器を偽装使用するような偽装攻撃を行ったり、曲技飛行を行ったり、それらの近くに物体を投下したりしない。

INCSEA協定は、非軍用船舶をも含めるために協定の若干の規定を拡大するように一九七三年の議定書で修正された。特に合衆国とソ連の軍用の艦船及び航空機は、他方の当事国の非軍用船舶に火砲、ミサイル発射機、魚雷発射管その他の兵器を向けて攻撃を偽装してはならず、他方の当事国の非軍用船舶を危険にさらし又は航行に危険となるような方法で船舶の近く

に何らかの物体を投下してはならない。

協定は、またその履行を再検討するために、二当事国の海軍代表者間の年次再検討会合を規定している。

2・9 宇宙空間における軍事活動

2・9・1 宇宙空間の定義

2・5・1で述べたように、それぞれの国家は、国家空域の利用に対して完全かつ排他的な管理権を有する。通過通航又は群島航路帯通航を行っている時以外、外国の航空機による国家空域での上空飛行は、領域主権者の同意がなければ、認められない。しかしながら、人工衛星その他地球の軌道上にある物体は、自由に外国領域を上部飛行することができる。国家空域の上限と宇宙空間の下限との間に法的に定義された境界線はないけれども、国際法は、地球の軌道の高度及びそれより上にある人工宇宙物体による通過の自由を認めている。

2・9・2 宇宙法

国際法は、国際連合憲章を含めて、国家による宇宙空間での活動に適用される。宇宙空間は、すべての国家による探査、利用に開放されている。しかしながら、それは国家による取得の対象とはならず、平和的目的のために利用されなければならない

い。「平和的目的」は、軍事活動を排除しない。国際連合憲章を侵害した侵略行為は排除されるけれども、宇宙基地システムは、地上、空域並びに海上及び海面下での軍事活動を支援するための、基本的な指揮、統制、通信、情報、航行、環境、監視及び警告の任務を実施するために、合法的に利用することができる。更に、宇宙空間の利用者は、同じ行動をする他の宇宙国家の権利と利益とに妥当な考慮を払わなければならない。

2・9・2・1 宇宙法の一般原則

宇宙活動を規律する国際法は、活動の性格と、特殊な規則が適用される宇宙空間での位置の双方を対象としている。2・9

・1で記述したように、宇宙空間は、まだ定義されていない地球の空間の上限から始まり、無限に延びる。一般的に言えば、宇宙空間は、地球の月その他天然の天体とこれら天然の物体間の空間との双方から成り立つ。

宇宙空間に適用される国際法規則は、次のものを含む。

一、宇宙空間への接近は、すべての国家にとって自由であり、開放されている。

二、宇宙空間は、主権の主張から免れ、また、その他の方法での国家による取得の対象とならない。

三、宇宙空間は、平和的目的のために利用されるものとする。

四、宇宙空間の各利用者は、他国の権利に妥当な考慮を払わなければならない。

五、いかなる核兵器その他の大量破壊兵器も、宇宙空間に設置することができない。

六、宇宙空間での核爆発は、禁止する。

七、宇宙空間の探査は、宇宙空間の環境汚染及び地球の生物相の汚染を回避しなければならない。

八、宇宙飛行士は、遭難した他の宇宙飛行士にすべての可能な援助を与えなければならない。

2・9・2・2 天然の天体

天然の天体は、地球の月を含むが、しかし地球を含まない。

国際法上、天然の天体上で軍事基地、軍事施設及び防備施設を建設できないし、兵器の実験又は演習を行うこともできない。

更に、そこに位置するすべての施設、基地及び飛行機は、相互主義に基づいて査察に開放されている。天体間の空間に位置する人工物体を物理的に査察するという類似の権利は存在しない。

科学調査その他平和的目的のために行われる活動のために、天然の天体上で軍の要員を活用することができる。

2・9・3 宇宙空間での活動に関する国際協定

宇宙空間の活動を規律する中心的な法原則は、幅広く批准さ

れている四つの多数国間条約の中に含まれている。すなわち、一九六七年の宇宙条約、一九六八年の宇宙飛行士救助送還協定、一九七二年の宇宙損害賠償条約、一九七五年の宇宙物体登録条約である。第五として、一九七九年の月条約があるが、幅広く批准されていない。合衆国は、月条約を除くこれらすべての協定の当事国である。

2・9・3・1 関連する国際協定

その他いくつかの国際協定が、宇宙空間での特殊なタイプの活動を制限している。一九七二年の米ソ対弾道ミサイル（ABM）条約は、宇宙基地のABMシステム又はその構成要素を開発、実験及び展開することを禁止している。更に禁止されるのは、ABM条約の遵守を監視するために両国が監視衛星を利用することへの妨害である。

一九六三年の部分的核実験禁止条約（多数国間条約）は、宇宙空間における核兵器の実験その他核爆発の実験を行わない、という合意を含んでいる。

一九七七年の環境改変条約（これも多数国間条約）は、宇宙空間を含めて、それぞれの環境における環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止している。

一九八二年の国際電気通信条約及び一九七九年の無線通信規

則は、人工衛星による無線の周波数帯及び対地静止衛星軌道上の人工衛星の位置を規律している。

2・9・4 宇宙飛行士の救助と送還

宇宙条約と宇宙飛行士救助送還協定の双方とも、宇宙飛行士を救助するための特別の要件を設けている。それらの条約では、文民の飛行士と軍人の飛行士との区別はない。

宇宙活動に従事しているある国の宇宙飛行士は、事故又は遭難にあった他国の宇宙飛行士にすべての可能な援助を行うものとする。ある国家が、宇宙船の乗員が遭難したか、自国の領域、公海若しくは他の国際地域（例えば南極地域）に緊急の又は意図しない着陸をしたことを知った場合には、その国は打上げ国及び国際連合事務総長にその旨通報し、乗員が自国の領域内にいる場合には直ちにその者を救助するための措置をとり、そして公海その他の国際地域に着陸した場合には、可能な限り捜索救助活動の援助を展開しなければならない。救助された乗員は、安全かつ迅速に引き渡されるものとする。

国家は、宇宙飛行士にとって危険となる宇宙空間の現象を発見したら、国際連合事務総長にその旨通報する義務もある。

2・9・5 宇宙物体の返還

宇宙飛行士救助送還協定の当事国はまた、自国の領域、公海

その他の国際地域に宇宙物体が降下して地球に帰還したことを知った場合には、国際連合事務総長にその旨通報しなければならない。その物体が主権領域内にあり、打上げ機関が領域主権者の援助を要請する場合には、後者は物体の回収及び送還の措置をとらなければならない。同様に、国際地域で発見される当該物体は、打上げ機関のために収容され、又はそれに引き渡されるものとする。いづれにしても、打上げ機関を援助したことで生じた経費は、打上げ機関が負担しなければならない。万一国家がそのような物体を「危険又は害をもたらす」性格を有するものと知ったならば、その国は自国の領域から有害な危険を除去するために打上げ機関が直ちに行動するように要求する権利を有する。